家庭の火災予防③～住宅用火災警報器～

住宅用火災警報器は、消防法の改正により平成23年６月から全ての住宅の寝室や階段室に設置が義務付けられました。住宅用火災警報器は、就寝中の火災による逃げ遅れなどの被害拡大を防ぐものですので、未設置の方はできるだけ早期に設置しましょう。また、いざという時に正常に機能するためには日ごろからの維持・管理が大切です。今回は、住宅用火災警報器を手入れする際の注意点などについてお知らせします

１．住宅用火災警報器の種類と設置場所

形　式	寝　室	階段室	台　所
煙式	○	○	×
熱式	×	×	○

※煙式は、火災の発生を初期段階で検出でき、全ての設置場所で基本となる。熱式は、煙式では誤作動の恐れがある台所などに設置

※住宅用火災警報器は、日本消防検定協会が認定したNSマークがあるものを使う

２．日ごろの維持・管理

⑴手入れの方法と注意点

ほこりや汚れがたまると火災を感知しづらくなるため、次の方法で掃除をします。

・本体の表面の汚れを乾いた布で拭く。なお、煙や熱の感知部には触れないこと

・ほこりが拭き取れない場合、本体をはずし掃除機で吸い取り、煙流入口をふさがないようにする

・台所に設置している場合は、年に１度、水または中性洗剤を溶いた水に布を浸し、十分絞ってから表面を拭き取る。なお、水洗いは故障の原因になる

・ベンジンやシンナーは使わない

⑵作動点検の実施

・作動点検の方法は、テストボタンを押す、ひもを引くなど機種によって違い、復旧の仕方も機種によって異なるため取扱説明書を確認し実施する

・マンション等では消防署や警備会社へ自動通報する共同住宅用自動火災報知設備を設置している場合があるので、掃除の前に管理人や不動産会社に確認する

※作動点検は１カ月に１度が目安です。

※手入れや作動点検では、転倒や落下などを防ぐため、安定した足場を確保し安全に行いましょう。

３．火災ではないのに警報が鳴ったときの対応

⑴住宅内を見回り火災でないことを十分に確認した後、取扱説明書に従い復旧する

⑵特に煙式では、タバコの煙、調理時の湯気や煙、ほこりなどが原因で警報が鳴る場合がある。警報が頻繁に鳴る時は取り付け位置を変更する

⑶ピッ…ピッ…と短い音が一定の間隔で鳴る場合は、電池切れの注意音なので新しい電池に交換する（最新機種の電池寿命は10年程度）

４．住宅用火災警報器の交換時期

交換時期を過ぎた場合、火災発生時に作動しないことがあるので、取扱説明書や本体を確認し交換しましょう。

㊐消防本部予防課　☎634-1195